

保護者の皆様

令和6年7月吉日
江戸川区立宇喜田小学校
PTA会長 石川 佳央
校長 青山 美和子

PTA総合補償制度について

PTAでは毎年、PTA活動の健全な発展をはかるため、児童を含む全会員を対象としたPTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険に加入しています。万一の時のために、その概要をご説明いたします。

(1) PTA団体傷害保険

保険名称 : PTA団体傷害保険

被保険者 : ① PTA会員（保護者・教職員）
② PTAの属する学校に在籍する児童
③ PTA会員の同居の親族
④ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者（ボランティアなど）

補償について

PTAが主催または共催の行事に参加中、あるいは参加のために会場と被保険者の自宅との往復途上の傷害を担保する。（PTAサークルの練習も可）

死亡	350万円	事故の日から180日以内にそのケガのため死亡した時
後遺障害	程度により 350万円～11.66万円	事故の日から180日以内にそのケガのため後遺障害が生じた時
入院	一日あたり4,500円	事故の日から180日以内にそのケガのため入院した時
通院	一日あたり3,000円	事故の日から180日以内で90日が限度（入院期間含）

事故があった場合

日時、場所、状況、児童氏名、当事者名、現場の写真（あれば）を必ず提出する。10万円以内は診断書は不要。

保険金が支払われない主な場合

故意、自殺・犯罪・闘争行為、無免許・飲酒運転、被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失、地震・噴火・津波、戦争その他の変乱・原子核反応、むち打ち症・腰痛で他覚症状のないもの。

(2) P T A 管理者賠償責任保険・P T A 賠償責任保険

補償について

P T A 行事の遂行時に、他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物を棄損・汚損させた場合。あるいは、P T A が第三者から借用した財物を会員または児童が壊したり紛失した時、また盗難にあった時。

	限 度 額	免 責 額
対 人	1 名 200万円	1,000円
他人にケガをさせた時	1 事故 2000万円	1,000円
対 物	1 事故 100万円	1,000円
他人の物を壊した時		
保管物（借用物）	弁償実額(限度額 3000 万円)	5,000円
第三者から借りた物		

事故があった場合

日時、場所、状況、児童氏名、当事者名、現場の写真および現物を必ず提出する。

支払われない主な場合

- ◇ P T A 活動終了後に P T A 活動以外の活動の結果に起因して生じた事故。
- ◇ 自動車・車両による事故、P T A の占有を離れた物または飲食物による事故、工事による事故。
- ◇ 借用物の・自然の消耗または性質による破損、借用物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された破損。

【事故が起きた場合の連絡先】

PTA本部 メールアドレス
ukitasho.pta@gmail.com
PTA会長石川 連絡先
080-7694-4926

【詳しい内容をお知りになりたい場合の問い合わせ先】

PTA本部のメールアドレスにお名前、ご連絡先を明記の上、メールをいただきました折り返し担当からご連絡させていただきます。